

2019年12月4日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市瑞穂区高辻町14番18号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

愛知県小牧市大字岩崎2808番地
森村 SOFC テクノロジー株式会社
代表取締役 佐藤 美邦

日本特殊陶業株式会社（以下「日特」といいます。）と森村 SOFC テクノロジー株式会社（以下「森村 SOFC」といいます。）とは、2019年9月27日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2019年12月3日を効力発生日として、日特を吸収分割会社、森村 SOFC を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本吸収分割は、吸収分割会社である日特においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に規定する事項は下記の通りです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2019年12月3日

2. 吸収分割会社（日特）における次に掲げる事項

イ 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、日特においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となりますので、日特の株主は本吸収分割の差止めを請求することはできず、該当事項はありません。

ロ 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

日特は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は

生じず、同条の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

日特は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

日特は、同社から森村 SOFC に承継される債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者は本吸収分割後に日特に対して債務の履行を請求することができ、同条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（森村 SOFC）における次に掲げる事項

イ 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、森村 SOFC に対し、本吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

ロ 第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

森村 SOFC は、2019 年 11 月 1 日、会社法第 797 条第 3 項の規定による株主への通知を行いました。株主からの株式の買取請求はありませんでした。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

森村 SOFC は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に従い、2019 年 10 月 18 日付けの官報及び同日付の日刊工業新聞により、森村 SOFC の債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

森村 SOFC は、効力発生日である 2019 年 12 月 3 日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、日特が固体酸化物形燃料電池事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2019 年 12 月 4 日付で本吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上